

小矢部市 DX 推進計画

～「行政のデジタル化」と「社会のデジタル化」の実現による
DXの推進に向けて～

令和4年10月 策定

令和8年4月 一部改訂

小 矢 部 市

目 次

第 1 章 小矢部市 D X 推進計画の背景と目的

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置づけ	1
4	新庁舎整備に向けて	2
5	計画と S D G s との関係	3
6	計画期間	3

第 2 章 小矢部市における D X の推進体制の構築

1	組織体制の整備	4
2	小矢部市デジタル化及び D X 推進に係る組織図	5
3	デジタル人材の育成・確保	6
4	財政負担の考え方	6

第 3 章 D X に係る国・県の動向

1	国の動向	7
2	県の動向	9

第 4 章 小矢部市のデジタル化及び D X 推進へ向けた基本方針

1	目指す姿	11
2	実現に向けた 3 つの基本方針と 7 つの重点項目	11
3	市民に寄り添ったサービスの提供	11
4	デジタル田園都市国家構想等への対応	12
5	官民データ活用の推進に係る基本的な方針	12

第 5 章 小矢部市のデジタル化及び D X 推進へ向けた取組み

1	施策一覧	14
2	個別施策	16

第 6 章 用語解説

		42
--	--	----

第1章 小矢部市DX推進計画の背景と目的

1 計画策定の背景

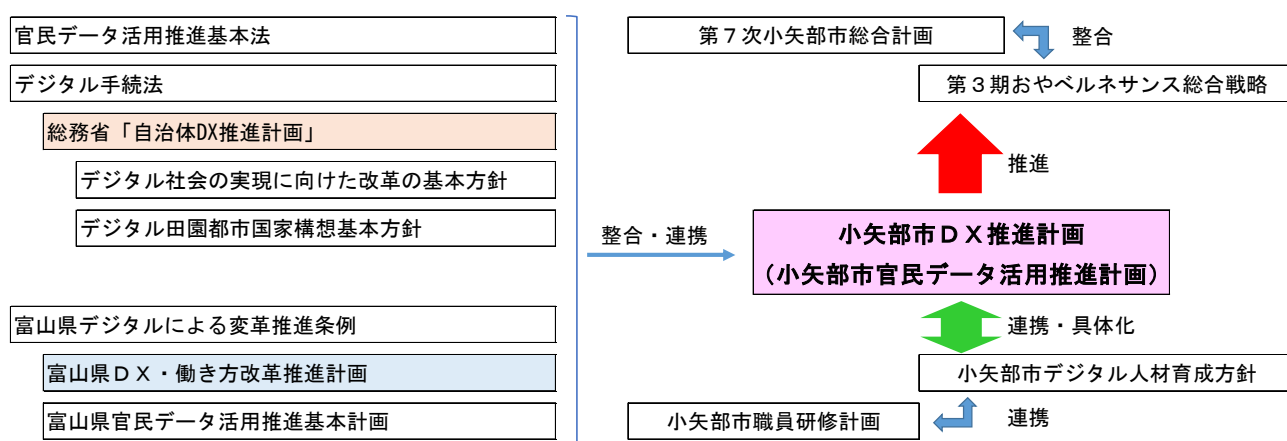
近年の急速な情報通信技術・デジタル技術の発展により、暮らしに必要なサービスの多くがスマートフォン等を用いてデジタルで受けられるようになりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした「新しい生活様式」に代表される日常生活や働き方の大きな変革は、行政サービスの提供においてもできる限り人との接触の抑制が求められるなど、業務の在り方の見直しが必須となっています。さらには、少子高齢化が加速し、将来的な行政の担い手の減少が見込まれ、行政サービスの維持・向上のためにも、これまで以上の業務効率化が求められており、デジタル技術も活用し、様々な社会課題の解決や新たな価値の創造につなげるDXの取組が注目されています。

2 計画策定の目的

本計画は、本市における「行政のデジタル化」と「社会のデジタル化」の実現によるDXの推進を図るため、行政サービスにおけるデジタル技術及び官民データの活用によるサービス向上と官民が創意工夫しながら、より柔軟で創造的な取組を協働して行うための基本的方針を示し、各施策を計画的に実施することで、着実に本市のデジタル化及びDXを推進するために策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、国・県のICT戦略・デジタル政策等との整合を図るとともに、第7次小矢部市総合計画及び第3期おやべルネサンス総合戦略に掲げる事業を着実に実施するためのデジタル分野における個別計画として策定するものとし、今後、本市が行政事務の効率化や行政サービスの維持・向上を継続して推進していくための指針として、適宜見直しを実施するものとします。なお、官民データ活用推進基本法に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとします。



4 本庁舎建替整備を契機として

新庁舎整備を契機として、行政手続きのペーパーレス化やオンライン化を推進し、市役所へ行かなくても手続きや相談ができる仕組の構築や、来庁された方に対して、デジタル技術を活用したスムーズな手続きができる「書かないワンストップ窓口」の実現、また、内部業務においてもペーパーレス化やオンライン環境を活用した会議や研修等の推進による業務の効率化や行政事務のコンパクト化等、現状の課題を明確にした上で、将来的な業務の在り方を見据えたD X推進の取り組みが求められています。

5 計画とSDGsとの関係

2015 年（平成 27 年）9 月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030 年（令和 12 年）に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」が採択され、2030 アジェンダでは、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。

本計画では、SDGs の掲げる誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に資するよう、デジタル社会の構築に向けた取組を推進します。

D X の推進は、各分野で SDGs を実現するための手段の 1 つです。



6 計画期間

本計画の期間は、策定の背景や本庁舎建替整備の予定を踏まえ、2028 年度（令和 10 年度）までの期間とします。

本計画は、2028 年度（令和 10 年度）で終了するものではなく、2029 年度（令和 11 年度）以降もその内容を適宜見直し、継続していくことが必要であることから、急速な進歩が見込まれる D X の情勢を常に注視し、計画期間内においても社会情勢や国の施策等の動向に合わせ、必要に応じて計画の見直しを継続的に行っていきます。

第2章 小矢部市におけるDXの推進体制の構築

1 推進体制の整備

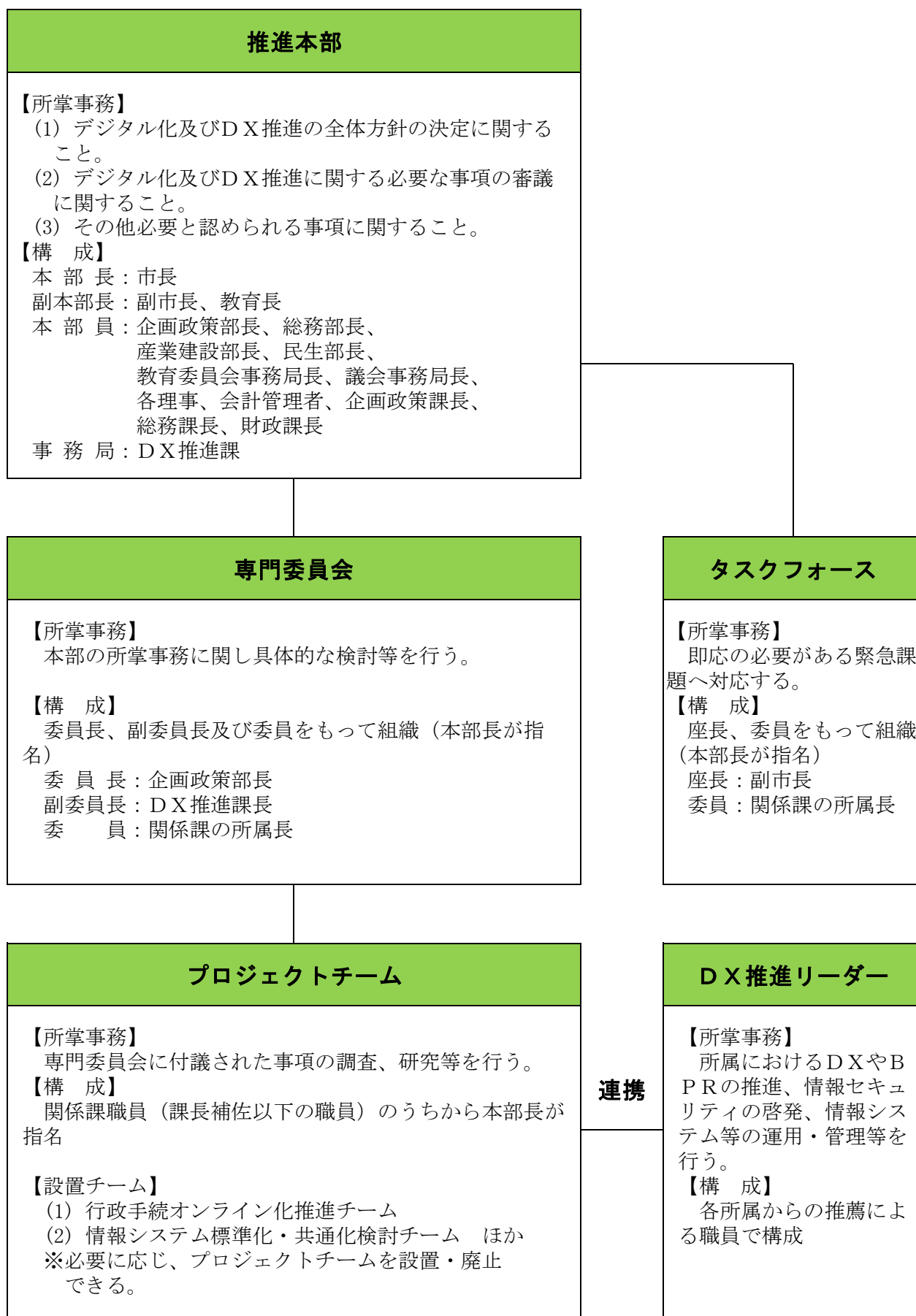
本市デジタル化及びDXの推進にあたっては、市長を本部長とする「小矢部市DX推進本部」が中心となり、デジタル化及びDXに係る全体方針の決定、必要事項の審議等を行います。また、各所属長で構成する「小矢部市DX推進本部専門委員会」を設置し、個別施策等の具体的な検討を行うとともに、各担当で「小矢部市DX推進本部プロジェクトチーム」を構成し、推進本部より専門委員会に付議された事項の調査、研究等を行い、全庁的な体制で取り組みます。

また、平成10年度から、各課においてホームページに掲載する情報の作成等を行っていた「情報推進員」については、平成16年に情報セキュリティや行政手続のオンライン化（電子申請）等電子技術への全庁的な対応を図るため、「情報推進リーダー」として各課に配置し、情報技術の核となる職員としての役割を担っています。情報推進リーダーは、本市のデジタル化及びDXをより一層推進するため、令和8年4月から、「DX推進リーダー」と改称し、各課における庁内DXの推進や所管事業に係るデジタル技術も活用した業務プロセスの見直し（BPR）の推進等の役割も期待しているところです。

なお、庁内DX推進の司令塔的役割を持つ課として、令和4年4月より「デジタル推進課」を設置し、全庁一体的に整合性をもってデジタル化を推進するよう、推進体制の強化を図っており、令和8年4月には「DX推進課」と改称し、更なるDX推進に取り組めます。

今後、新庁舎供用開始に向けて、必要に応じて関係各課とも十分な連携を図りながら取組を推進していきます。

2 小矢部市デジタル化及びD X 推進に係る組織図



3 デジタル人材の育成・確保

本市D Xを進めていくうえで、業務や事業に精通した人材がデジタル技術を活用し、業務改革を行っていくためには、デジタル人材の育成及び確保が重要となります。

職員一人一人がデジタル技術を活用し、D X推進に参画できるように、デジタル人材として育成していくことが必須であり、令和5年9月に策定した「小矢部市デジタル人材育成方針」に基づき、人材育成・スキルアップに努めていきます。

また、D X推進にあたり、対象となる業務や事業のデジタル化について、助言や指導を行える外部の専門人材を積極的に活用するとともに、専門的知識を有する職員の確保、D X推進リーダーの育成を図ります。

4 財政負担の考え方

- (1) 既存のシステムや機器の更新時期を捉え、重複投資の無いよう計画的に事業を進めます。
- (2) 国の方針やロードマップに沿って進める事業（計画期限や地方財政措置があるもの）と、それ以外の事業とに分けて検討するとともに、投資効果の最適化を目指します。また、できる限り国等の実証実験制度を有効に活用するなど、費用負担の軽減を図ります。
- (3) デジタル化及びD Xを推進する組織における横断的な協議及び毎年度の予算編成作業を通じて、戦略的な投資を推進します。

第3章 DXに係る国・県の動向

1 国の動向

情報通信技術（ICT）の急激な発展により、近年、IoT やビッグデータ、AI、ロボットに代表される第4次産業革命が世界的に進みつつあり、生産や消費といった経済活動だけでなく、働き方などライフスタイルも含めて経済社会の在り方が大きく変化しようとしています。また、様々な経済活動を通じて得られた情報を、インターネット等を通じてビッグデータとして蓄積・集約し、AIで処理することにより、情報の単純な解析作業だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの機械による提供が可能になり、新たな経済価値を生み出しています。

そのような中、国は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日施行）を施行するとともに、「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元年6月7日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）や「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、デジタル技術にサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）が高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society5.0」の実現を強く打ち出したところであり、知識や情報を官民間わず共有することで、新たな価値を生み出し、様々な地域課題の解決が図られることが期待されています。

また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDX推進に大きな期待がかけられています。

さらには、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとし、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進といった、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日策定、令和8年1月30日改定【第5.1版】）として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めています。

そして、これまで取り組んできた地方創生においても、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することとし、「デジタル田園都市国家構想基本方針」

（令和４年６月７日閣議決定）において、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。

また、デジタル行財政改革会議（令和５年１０月６日閣議決定）により、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することとしています。

さらには、新しい地方経済・生活環境創生本部（令和６年１０月１１日閣議決定）が示した『地方創生２.０の「基本的な考え方」』（令和６年１２月２４日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）において、「基本構想の５本柱」の一つに「デジタル・新技術の徹底活用」が盛り込まれ、デジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげていくこととしています。

加えて、地域未来戦略本部（令和７年１１月１１日閣議決定）により、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第８条第１項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略（２０２３改訂版）」（令和５年１２月２６日閣議決定）について、同条第６項の規定に基づき「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和７年１２月２３日閣議決定）として変更され、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに地方創生施策の推進戦略が取りまとめられています。

【重点取組事項】

- (１) 自治体フロントヤード改革の推進
- (２) 地方公共団体情報システムの標準化
- (３) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- (４) 公金収納における eL-QR の活用
- (５) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (６) セキュリティ対策の徹底
- (７) 自治体の A I の利用促進

(8) テレワークの推進

【自治体D Xの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバйд対策
- (3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

2 県の動向

県においては、「官民データ活用推進基本法」の成立を受け、令和2年3月に「富山県官民データ活用推進基本計画」を官民が創意工夫しながら、より柔軟で創造的な取組みを協働して行うため、民間のICT利活用を含め、データやICT利活用に係る県全体の基本的な方針等を示す「羅針盤」として策定し、システムやデータ利活用による次世代型行政サービスの提供等を目指すこととしております。

また、令和3年11月に策定した「D X・働き方改革推進基本方針」において、デジタルによる変革(D X)及びD Xによる働き方改革を強力に推進していくことにより、県民の「真の幸せ(ウェルビーイング)」を追求していくこととしています。

さらには、令和6年3月に制定された「富山県デジタルによる変革推進条例」において、県民、事業者、市町村、県といった地域社会の全ての構成員が、デジタルによる変革に対する認識を共有し、より強力な推進体制の下、互いに連携及び協力しながら、ゆとりと豊かさを実感できる富山県を実現していくこととしており、条例に基づく「D X・働き方改革推進計画」が令和6年11月に策定され、総合的かつ計画的に推進していくこととされております。

【基本的施策とありたい姿】

(1) 行政サービスの利便性や質の向上

- ①行政手続や行政サービスのデジタル完結などによる県民や事業者の利便性向上
- ②デジタルに不慣れな方の不安やためらいを払拭

(2) 産業競争力の強化

- ①商品・サービスの高付加価値化や生産性の向上を図り、県内産業の競争力を維持・強化
- ②建設業や農林水産業省力化や生産性の向上を図り、魅力の向上や労働環境の改善により、必要な担い手を確保
- ③観光産業において、戦略的な観光サービスを提供し、持続的な観光地づくりを推進

(3) 活力ある地域社会の実現

- ①住み慣れた地域で安心して質の高い医療・保健・福祉サービスを受ける機会を維持
- ②家庭や地域における子どもの成長段階に応じた子育て環境づくりの推進
- ③公共インフラの維持管理などの効率化の推進による、安全性の維持・向上
- ④災害時の避難や行政の災害救助の円滑な実施により、県民の安心・安全を保
犯罪や交通事故の減少により、県民がより安心な暮らしを実感
- ⑤出かけたくなる、乗りたくなる地域交通ネットワークの実現による、県民の
利便性を向上
- ⑥地域社会の機能を維持・活性化し、県民の安心して生き生きとした暮らしを
維持

(4) デジタル社会を支える人材の育成

- ①県民一人ひとりのD Xに関するリテラシーの向上により、多くの人にとって
デジタルの利用が当たり前となる
- ②教員や児童・生徒のデジタルを利用する力の向上による、I C Tの効果的な
活用
- ③デジタルやデータサイエンスに関する知識やスキルを持つ、地域や産業のD
Xを実践できる人材の育成
- ④県・市町村の全職員がデジタルスキルのレベルアップを図り、D Xを積極的
に推進できる組織を造成

(5) 働き方改革の推進

- ①柔軟な働き方や業務の効率化・生産性向上による、働きがいのある職場、ゆ
とりある暮らしの実現

第4章 小矢部市のデジタル化・DX推進に向けた基本方針

1 目指す姿

「行政のデジタル化」と「社会のデジタル化」の実現によるDXの推進

国が「デジタル田園都市国家構想基本方針」で掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた各分野の政策、及び県が「DX・働き方改革推進基本方針」で掲げる「県民の真の幸せ（ウェルビーイング）」を追求するための各プロジェクトに基づく各施策や取組の推進により、実現を図ります。

2 実現に向けた3つの基本方針と7つの重点項目

本計画では、目指す姿の実現に向けて、3つの基本方針を定め、それぞれの基本方針について、取組の方向性（目標）を設定し、各施策を進めていくこととします。また、7つの重点項目を定めます。

○基本方針

- I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実
- II 市民本位の行政サービスの実現
- III 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現

○重点項目

- 1 基幹系業務システムの標準化
- 2 マイナンバーカードの普及・利活用促進
- 3 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報保護
- 4 フロントヤード改革の推進と行政手続のオンライン化・デジタル化
- 5 デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
- 6 DX人材の育成
- 7 地域社会のデジタル化

3 市民に寄り添ったサービスの提供

人々のライフスタイルが変化・多様化する中で、市民が自治体に求めるサービスのニーズも多様化しており、住民一人ひとりのニーズに応じたサービスが求められています。利用者（市民）ニーズの把握に努め、ニーズに見合った行政サービスを提供できるよう努めます。

4 デジタル田園都市国家構想等への対応

国がデジタル田園都市国家構想の実現に向け新たに掲げる政策や、デジタル技術革新等に速やかに対応していくために、小矢部市DX推進本部会議を経て、実装すべき施策を随時盛り込んでいきます。また、取組内容や取組予定についても、随時見直しを図っていきます。

5 官民データ活用の推進に係る基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

(1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化を原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、マイナンバーカードの健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされています。本市においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号

カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することやノーコードツールの導入によるシステム等の内製化を推進することで、情報システムのカスタマイズによる保守や改修にかかる運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ります。また、AIやデジタル機器を活用した作業工程の省力化やペーパーレス化、情報共有の取組など業務の効率化や最適化を推進します。さらには、本市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋がります。

第5章 小矢部市のデジタル化・D X推進に向けた取組み

1 施策一覧

基本方針	項目 No.	重点項目	施策 No.	推進施策
Ⅰ 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実	1	基幹系業務システムの標準化	1	標準システムへの対応
			2	ガバメントクラウドへの移行
	2	マイナンバーカードの普及・利活用促進	3	マイナンバーカードの普及及び利活用促進
	3	情報セキュリティ対策の徹底と個人情報保護	4	情報セキュリティ対策の徹底
			5	個人情報保護の強化
Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現	4	フロントヤード改革の推進と行政手続のオンライン化・デジタル化	6	フロントヤード改革の推進とスマート窓口の実現
			7	行政手続のオンライン化の推進
			8	契約関連事務システムの運用拡大
			9	公金収納D Xの推進
			10	地図情報のデジタル化(G I Sの公開等)
			11	情報発信の最適化
	5	デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化	12	A I・R P A・I o T技術等の導入
			13	こども子育てD Xの推進
			14	職員のテレワーク推進
			15	ペーパーレス環境の実現
	6	D X人材の育成	16	D X人材の確保
			17	D X人材の育成
Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現	7	地域社会のデジタル化	18	公共施設 Wi-Fi の整備
			19	自治会・町内会のデジタル化の推進
			20	G I G Aスクール構想の推進
			21	デジタルデバイド(情報格差)対策
			22	産業D Xの支援
			23	防災D Xの推進
			24	官民データ利活用の推進
			25	A I活用型オンデマンドバスの運行
			26	新たな働き方の創出

※デジタル田園都市国家構想等への対応【再掲】

国がデジタル田園都市国家構想の実現に向け新たに掲げる政策や、デジタル技術革新等に速やかに対応していくために、小矢部市DX推進本部会議を経て、実装すべき施策を随時盛り込んでいきます。また、取組内容や取組予定についても、随時見直しを図っていきます。

2 個別施策

基本方針	I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実		
項目No.	1	重点項目	基幹系業務システムの標準化
施策No.	1	推進施策	標準システムへの対応
現状と課題	本市では、令和2年度から富山県自治体クラウドサービスに加入し、独自で職員の負担軽減とコスト削減を行ってきました。国では、各自治体のシステムを標準化し、システムの維持管理、制度改正による改修のコスト軽減を図ることとしています。		
目標	システムベンダ等と連携して、計画的に進めます。		
取組内容	標準準拠システムへの移行・本格運用		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	システム構築		システム運用

基本方針	I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実		
項目No.	1	重点項目	基幹系業務システムの標準化
施策No.	2	推進施策	ガバメントクラウドへの移行
現状と課題	本市では、国の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、基幹系業務システムの標準化・共通化に取り組めます。 標準準拠システムへの移行にあたっては、国が整備する「ガバメントクラウド」に構築していきます。		
目標	システムベンダ等と連携して、計画的に進めます。		
取組内容	ガバメントクラウドへの移行 ガバメントクラウドでの運用		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	ガバメントクラウド移行		
		ガバメントクラウドでの運用	

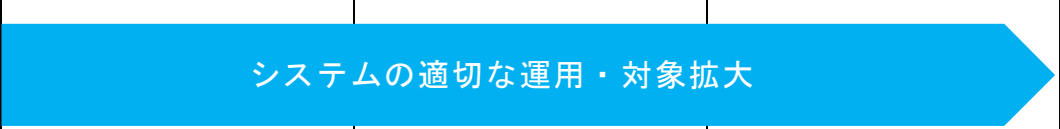
基本方針	I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実		
項目No.	2	重点項目	マイナンバーカードの普及・利活用促進
施策No.	3	推進施策	マイナンバーカードの普及及び利活用促進
現状と課題	デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの交付率については、令和8年3月末現在、国は、82.1%、本市は、82.8%となっており、全市民が持つことを目指し、更なるマイナンバーカードの普及促進に努める必要があります。 今後、更なる普及を促進していくために、独自の利活用方法について検討していきます。		
目標	ほぼ全市民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指します。		
取組内容	システムを活用した効率的な交付管理の実施 各種証明書のコンビニ交付サービスの運用 マイナンバーカードの市独自利活用策の検討		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	効率的な交付管理		
	コンビニ交付サービス運用		
	独自利活用策検討		

基本方針	I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実		
項目No.	3	重点項目	情報セキュリティ対策の徹底と個人情報保護
施策No.	4	推進施策	情報セキュリティ対策の徹底
現状と課題	本市では、これまで国が示すガイドラインに沿ったセキュリティ対策を実施してきましたが、デジタル化・DXの推進にあたっては、効率性・利便性の向上と情報セキュリティ確保の両立、職員のセキュリティレベルの維持・向上が必要とされています。		
目標	情報セキュリティ対策を徹底するとともに、インシデント等の発生時に即時対応できる体制の適切な運用を図ります。		
取組内容	情報セキュリティポリシーの改定 情報セキュリティ研修の実施 インシデント等対応訓練の実施		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	セキュリティポリシー改訂【随時】		
	情報セキュリティ研修実施・訓練実施【毎年】		

基本方針	I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実		
項目No.	3	重点項目	情報セキュリティ対策の徹底と個人情報保護
施策No.	5	推進施策	個人情報保護の強化
現状と課題	デジタル技術の進展に伴うサービスのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、個人情報の適正な取り扱いが求められます。		
目標	個人情報の適切な取り扱い・運用を図ります。		
取組内容	個人情報の適正な取り扱い 特定個人情報保護評価制度の適切な運用		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	個人情報の適正な取り扱い		
	特定個人情報保護評価制度の適切な運用		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	6	推進施策	フロントヤード改革の推進とスマート窓口の実現
現状と課題	窓口では、申請者に書面への氏名・住所等の記載を求めているほか、別の手続でも同じ内容の記載を求め負担をかけています。ありたい窓口像を確定させ、業務フローや組織構造などを再構築する窓口BPR（業務改革）に取り組み、必要なシステムを整備するとともに、システムを効率的に運用していく必要があります。		
目標	窓口のあり方等を検討し、「書かせない」「待たせない」窓口を進めます。		
取組内容	窓口BPR（業務改革）の実施 書かせない窓口システム・窓口予約システム等の導入 新庁舎における窓口機能等の検討・運用		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	7	推進施策	行政手続のオンライン化の推進
現状と課題	国は、「特に国民の利便性向上に資する手続」とされる 26 手続について、令和 4 年度末を目途に、原則、全自治体で、マイナポータルからオンライン手続を可能にすることとしています。また、これら以外の手続についても、順次、オンライン化を図る必要があります。		
目標	計画的に「行政手続の原則オンライン化」を図ります。		
取組内容	電子申請の拡充 申請書等のペーパーレス化の推進 各業務システムと申請情報に係る連携の実現		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	電子申請の拡充		
	ペーパーレス方法検討	ペーパーレス化推進	
	Kintone を活用した連携実現		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	8	推進施策	契約関連事務システムの運用拡大
現状と課題	契約事務の効率化・一元化及びその拡張性の観点から、入札公告や指名通知から開札までの手続を、インターネットを利用して行う電子入札システム導入や電子契約記録の導入の必要性が高まっています。事業者にとっても、入札会場や契約手続に行く回数が減るなど、利便性の向上が期待されます。		
目標	電子入札・電子契約の運用拡大を目指します。		
取組内容	「とやま電子入札共同システム」の適切な運用・対象拡大 電子契約サービスの適切な運用・対象拡大		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
			

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	9	推進施策	公金収納D Xの推進
現状と課題	近年、その利便性から普及が進むキャッシュレス決済について、窓口における支払いの多様化への対応策として、その導入が望まれています。また、窓口における現金管理・会計処理等に係る業務の効率化等が期待されます。		
目標	市民ニーズに即した決済サービスを順次、導入していきます。		
取組内容	e L T A X利用可能公金の拡充 各窓口でのQ Rコード決済やオンライン決済等の運用 キャッシュレス決済に対応したP O Sレジの導入		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	e L T A X利用可能公金拡充		
	決済サービス運用		
	P O Sレジ導入検討		レジ導入

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	10	推進施策	地図情報のデジタル化（GISの公開等）
現状と課題	本市では、各課がそれぞれ別の紙媒体の地図を活用しています。また、各課が業務上得た各種データが、庁内で共有化されることは少ないです。市民や事業者の利便性向上の観点から、視覚的に分かりやすい「デジタル地図」を用いた行政情報の見える化が期待されます。		
目標	市民や事業者のニーズに即した地図情報を順次、公開していきます。		
取組内容	デジタル地図システムの導入		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
			

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	4	重点項目	行政手続のオンライン化・デジタル化
施策No.	11	推進施策	情報発信の最適化
現状と課題	スマートフォン等の普及に伴い、情報の取得方法が多様化しており、必要な情報を必要な人に届ける体制づくりを行っていく必要があり、特に、市ホームページについては、ウェブアクセシビリティを向上・確保させるとともに、オンライン申請・オンライン決済環境を整備する必要があります。		
目標	ホームページやSNS等を活用し、必要なときに必要な情報をわかりやすく発信します。		
取組内容	市ホームページの適切な運用（ウェブアクセシビリティの向上・確保） オンライン申請に付随するオンライン決済の運用 LINE公式アカウントを活用した情報発信		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	市ホームページの適切な運用		
	オンライン決済の運用		
	LINE公式アカウントを活用した情報発信		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	5	重点項目	デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
施策No.	12	推進施策	A I ・ R P A ・ I o T 技術等の導入
現状と課題	単純作業や定型・定例作業の処理に追われ、職員が本来注力すべき業務に専念できていない状況にあります。今後の人口減少に伴う担い手不足を見据え、A I ・ R P A 等の導入を視野に入れた業務の見直しを行う必要があります。		
目標	A I ・ R P A の導入により、業務量削減を目指します。		
取組内容	業務量調査の実施及び各種業務プロセスの見直し R P A ・ A I - O C R 導入業務の拡大		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	業務量調査 ➤ 業務プロセスの見直し（B P R）		
	R P A ・ A I - O C R 導入業務の拡大		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	5	重点項目	デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
施策No.	13	推進施策	こども子育てD Xの推進
現状と課題	妊娠、出産、出産後の間もない期間における対面での行政手続などへの負担感、子育てに関わる正確な情報を求める声が寄せられています。また、子育て分野においても、デジタル完結の原則に則った、システムの導入等による業務の効率化と質の向上につなげるための検討が加速しています。		
目標	子育て家庭が情報取得・各種手続をストレスなく行うとともに、こども政策の現場の事務負担を軽減し、質の向上を図ります。		
取組内容	PMH（自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤）や子育て支援アプリ等の活用 保育業務支援システムの運用 「保活情報連携基盤」・「保育業務施設管理プラットフォーム」等の活用検討		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	PMH（自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤）や子育て支援アプリ等の活用		
	保育業務支援システム（コドモン）の運用		
	「保活情報連携基盤」「保育業務施設管理プラットフォーム」等の活用検討		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	5	重点項目	デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
施策No.	14	推進施策	職員のテレワーク推進
現状と課題	職員のライフワークバランスの維持はもちろん、業務効率化による行政サービス向上や、災害などの非常時における行政機能の維持の観点からテレワークの有効活用が推奨されています。また、新庁舎整備を契機に、テレワークを含む柔軟な働き方も求められています。		
目標	いつでもどこでも働ける環境を実現します。		
取組内容	テレワーク環境の整備と安定運用 利用拡大に向けたテレワークの運用見直しの検討 コミュニケーションツール等の業務環境の見直しの検討		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	新テレワーク環境整備	テレワーク安定運用	
	運用見直し	新運用開始	
	運用見直し	新ツール活用	新ツール活用

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	5	重点項目	デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
施策No.	15	推進施策	ペーパーレス環境の実現
現状と課題	新庁舎での職員の働き方の変化を見据え、ペーパーレス化を推進していくことが求められています。 また、オンライン会議が普及していますが、庁内における会議については、未だ対面会議が主流となっています。		
目標	ペーパーレス優先により、紙による業務から電子文書を基本とした業務移行を図ります。		
取組内容	ペーパーレス環境の整備 ペーパーレス会議・オンライン会議の一層の推進 申請書等のペーパーレス化の推進（再掲） 戸籍原附票の電子化		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	職員端末ノートPC化		
	ペーパーレス会議検証	ペーパーレス会議・オンライン会議推進	
	ペーパーレス方法検討	ペーパーレス化推進	
	戸籍原附票の電子化		

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	6	重点項目	D X 人材の育成
施策No.	16	推進施策	D X 人材の確保
現状と課題	D X の推進には、デジタル技術に関する資格保有者や実務経験者など、 デジタルに対する高度な知識や経験を有する人材の確保が必要とされています。		
目標	国のデジタル人材派遣制度等を活用し、D X 推進に寄与する人材の確保に努めます。		
取組内容	デジタル専門人材の派遣受入		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	デジタル専門人材受入		
		再活用検討	デジタル専門人材受入

基本方針	Ⅱ 市民本位の行政サービスの実現		
項目No.	6	重点項目	D X 人材の育成
施策No.	17	推進施策	D X 人材の育成
現状と課題	職員毎にデジタルに関する知識に差があり、業務によっては属人化のリスクやデジタル技術・知識、I C Tを用いた業務に関する対応力等に差が生じています。そこで、D Xの意義や背景を理解し、D Xに向けて主体的に改善に取り組む職員の育成が必要とされています。		
目標	知識・スキルのレベルや経験・職位に応じた、体系的かつ段階的な職員研修の実施により、デジタル人材の育成を図ります。		
取組内容	職位・役割等に応じた職員研修の実施 D X 推進リーダーの育成		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	職位・役割等に応じた職員研修		
	D X 推進リーダーの育成		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	18	推進施策	公共施設Wi-Fiの整備
現状と課題	本市では、9ヶ所の公共施設や4ヶ所の観光施設等にWi-Fi環境の整備を行ってきましたが、未整備の施設もあります。利便性を検討したうえで、整備を進める必要があります。		
目標	「新しい生活様式」に対応した市民活動を行える環境を提供します。		
取組内容	未整備施設の確認・新規設置個所の検討 Wi-Fi環境の整備		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	未整備施設確認・新規設置個所検討		
	Wi-Fi環境整備		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	19	推進施策	自治会・町内会のデジタル化の推進
現状と課題	自治会活動の負担軽減と地域コミュニティ力の向上を図るため、電子回覧板や自治体・事務局等からの情報受発信ツールとして利用できるアプリの導入が進められています。		
目標	オンラインでコミュニティがつながる「まち」を目指します。		
取組内容	電子回覧板アプリの試行導入、普及・促進 同アプリの全地区での本格運用		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	アプリ普及促進		
	アプリ本格運用		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	20	推進施策	G I G Aスクール構想の推進
現状と課題	今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でI C Tの活用が日常のものとなっており、Society 5.0 時代に生きる子ども達にとって、将来、予測困難な時代をたくましく生きるために必要な「情報を活用し、自ら学ぶ資質・能力」の育成が求められています。		
目標	子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現を目指します。		
取組内容	整備されたI C T環境の有効活用 家庭学習におけるタブレット端末の活用		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
			

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	21	推進施策	デジタルデバイド（情報格差）対策
現状と課題	様々なサービスにおいて、デジタルの活用が急速に進んでおり、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる地域社会の実現には、デジタルデバイド対策が非常に重要です。市民や民間企業と協働して、ICTリテラシー向上を支援する人材の育成も必要です。		
目標	「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。		
取組内容	スマートフォン教室の開催 「おやべ地域スマホサポーター」の活用 地域人材の育成		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	スマートフォン教室の開催		
	「おやべ地域スマホサポーター」の活用		
	地域人材の育成		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	22	推進施策	産業D Xの支援
現状と課題	デジタル技術の高度化による社会のデジタル化に向けた取組は加速化しており、市内の民間事業者のデジタル化の取組が進むよう、普及・啓発の強化が必要です。また、農業者の高齢化や人手不足等の課題を克服するため、スマート農業の普及に期待が寄せられており、業種・業界による特徴を踏まえた多様な支援が求められています。		
目標	デジタル化の進展による新たなビジネスチャンスを支援します。		
取組内容	民間事業者向けD X・デジタル化相談会の開催 D X促進補助金制度等の創設 商工会、企業協会、農業経営体、金融機関等との連携促進		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	D X・デジタル化相談会の開催検討		
	D X推進補助金(～R10)・生成AI活用支援事業補助金(R8・R9)・スマート農業普及促進事業補助金(～R10)		
	商工会、企業協会、農業経営体、金融機関等との連携		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	23	推進施策	防災DXの推進
現状と課題	近年、災害は激甚化・頻発化しており、災害時の迅速な避難情報の発信や物資の提供が課題になっています。予測不可能な災害への備えとして、防災DXの推進が急務となっています。		
目標	災害情報のデジタルでの可視化に向けた取り組みを実施します。		
取組内容	防災関連アプリ等の利用促進 小矢部版GISの公開（再掲） LPWAやセンサーを用いた各種データの収集・蓄積		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	防災関連アプリ等の利用検討		
	地図システム導入検討（再掲）		
	LPWAやセンサーを用いた各種データの収集・蓄積		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	24	推進施策	官民データ利活用の推進
現状と課題	データ利活用の役割が増大しており、国が定めるオープンデータ基本指針に基づき、利用者ニーズが高いデータのオープン化を進めていく必要があります。また、県内自治体と連携した、官民が共同で利用できるデータ連携基盤等の環境整備が検討されています。		
目標	市民や事業者等のニーズに即したデータを公開していきます。		
取組内容	庁内データのオープン化に向けた取組の推進 データ連携基盤の活用 L P W Aやセンサーを用いた各種データの収集・蓄積（再掲）		
取組予定	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	オープンデータの公開		
	データ連携基盤の活用		
	L P W Aやセンサーを用いた各種データの収集・蓄積（再掲）		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	25	推進施策	交通DXの推進
現状と課題	市民や来訪者にとって公共交通の分かりやすさや使いやすさを向上させるため、時刻表情報、利用方法、運行情報の情報発信が求められています。		
目標	持続可能な地域公共交通の実現を目指します。		
取組内容	A I 配車システムの運用とオンデマンドバスの安定運行 「とやまロケーションシステム」の充実・利活用		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	A I 配車システムの運用／オンデマンドバスの安定運行		
	「とやまロケーションシステム」の活用		

基本方針	Ⅲ 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現		
項目No.	7	重点項目	地域社会のデジタル化
施策No.	26	推進施策	新たな働き方の創出
現状と課題	北陸・東海北陸・能越自動車道の3つの高速道路が交差する各段の交通利便性を備え、金沢市や富山市へのアクセスの良さから、就職・転職に関するウェブサイトにおいて「テレワークが中心になったら住むべき街4選」に選ばれています。		
目標	テレワーク環境の充実により、移住者を受け入れしていきます。		
取組内容	「移住支援金制度」の運用 「おやべ暮らし体験ツアー事業」の実施		
取組予定	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	「移住支援金制度」の運用		
	「おやべ暮らし体験ツアー事業」の実施		

第6章 用語解説（アルファベット順、50音順）

用 語	解 説
A I	Artificial Intelligence の略。 人工知能。コンピュータを用いて、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わって行わせる技術。
B P R	Business Process Re-engineering の略。 「業務改革」や「業務再設計」という意味。自治体の目標や目的を達成するために、適切な組織構造、業務フローに再構築することを意味するもの。
D X (デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformation の略。 デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」が「横断する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになった。
G I S (地理情報システム)	Geographic Information System の略。 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報・通信に関連する技術一般の総称で、I T とほぼ同様の意味で用いられますが、「コミュニケーション（通信）」が具体的に表現されている点に特徴がある。
I o T	Internet of Things の略。 モノのインターネットと称される。自動車、家電、施設等あらゆるモノがインターネットとつながり、情報のやり取りをすることにより、モニタリング、予防・予知保全、データ連携、遠隔制御を行うこと。

用 語	解 説
L P W A	Low Power Wide Area の略。 デバイス（パソコンやタブレット、スマートフォンなどの電子機器とそれらに接続して使う装置の総称）や回線あたりの通信容量は小さいが、低コストであり、センサー機器に組み込み長期間使える低消費電力などの要件を備えた長距離通信網。 L P W Aの通信速度は、数 kbps から数百 kbps 程度と携帯電話システムと比較して低速なものの、一般的な電池で数年から数十年にわたって運用可能な省電力性や、数kmから数十kmもの通信が可能な広域性を有している。
P M H	Public Medical Hub の略。 デジタル庁が開発・運用している介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診）、公費負担医療や地方単独の医療費助成、自治体検診などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム。
R P A	Robotic Process Automation の略。
Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱され、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。
ガバメントクラウド	国の全ての行政機関（中央省庁・独立行政法人など）や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用可能にした「I T基盤」のこと。 「ガバメント」は、日本語で政府を意味することから「政府クラウド」や「Gov-Cloud」とも呼ばれる。

用 語	解 説
官民データ活用推進基本法	2016 年 12 月 7 日に成立。(平成 28 年 12 月 14 日法律第 103 号。)官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することで、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現を目的に制定。
基幹系業務システム	市役所の事業活動そのものにかかわる重要なシステムのことで、具体的には、住民基本台帳や税務、選挙人名簿、保健、福祉などのシステムを指す。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革し、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
デジタルデバイド(情報格差)	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に生じる格差のこと。
ビックデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。
プラットフォーム	ある機器やソフトウェアを動作させるのに必要な基盤となる装置やソフトウェア、サービス、あるいはそれらの組み合わせ(動作環境)のこと。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護などの行政手続の検索やオンライン申請などワンストップのサービスを提供。このほか、行政機関が保有する自身の情報の確認や、行政機関からのお知らせ内容の確認が可能。一部のサービス(「手続の検索・電子申請」の手続検索や申請書のオンライン入力等)を除いて、マイナポータルを利用するためには、マイナンバーカードが必要。
(ICT)リテラシー	インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらにそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。

用 語	解 説
キャッシュレス決済	現金を使わずに支払いを行うもの。主に、クレジットカード、デビットカード、電子マネーやQRコードを使用する決済。